

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 スポーツ課

不利益処分の内容	栃木市スポーツ大会出場者激励金等の返還
根拠法令等及び条項	栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱第8条
	根拠条項
	参考事項
設定等年月日	令和3年 4月 1日設定 令和 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱抜粋 (激励金等の返還)</p> <p>第8条 激励金の給付を受けた者のうち、正当な理由なく対象大会に出場しなかった者は、当該対象大会の終了後14日以内に栃木市スポーツ大会出場者激励金返還届(別記様式第4号)を提出し、当該激励金を市長に返還するものとする。</p> <p>2 市長は、激励金等の給付を受けた後に、給付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他の不正の手段により激励金等の給付を受けた者に対し、給付した激励金等の返還を求めるものとする。</p>